

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、2019年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年12月17日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 岸 田 益 雄

2019年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

平成30年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第2 監査の期間

令和元年6月17日から令和元年11月25日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

- (1) 子育て支援課
児童クラブへの貸与備品について、維持管理の改善に努められたい。
- (2) 下水道課
交付金のあり方について、再検討されたい。
- (3) 社会福祉課
未収金の新たな発生の抑制及び回収に向けて、改善策を検討されたい。
- (4) 生涯学習課
需用費や役務費などの支出において、経済性や効率性に配慮されたい。
- (5) 学校教育課
小中学校における需用費や備品購入費等の支出事務について、経済性や計画性の観点から改善されたい。
- (6) 介護保険課
未収金について、新たな発生の抑制と回収に努力されたい。
- (7) 山川中学校
需用費や役務費等の支出について、計画的な執行に努められたい。
- (8) 運転管理センター
需用費や役務費等の随意契約について、事務手続を見直されたい。
- (9) 川島図書館
公用車を始めとする備品の管理について、見直されたい。
- (10) 学校給食センター
需用費や役務費等の随意契約について、事務手続を見直されたい。

第5 結果に基づく意見

1 人事評価の活用について

地方公務員法（以下「法」という。）第15条の規定に基づき、職員の採用、昇任、降任又は転任（以下「任用」という。）は、受験成績、人事評価など能力の実証によ

り行わなければならない。また、法第23条第1項の規定に基づき、人事評価は公正に行われなければならない。同条第2項及び吉野川市職員の人事評価実施規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、任命権者は人事評価を、任用や給与、分限など人事管理の基礎として、職員の能力開発や人材育成に活用することとなっている。

規程第7条の規定に基づき、部課長など人事評価の一次評価者（以下「評価者」という。）は、業績評価の評価期間の開始に際して、面談等の方法により被評価者の業務に関する目標を定めることとなっているが、当該目標を定めていない部課等が見受けられた。また、規程第9条第4項の規定に基づき、評価者は、人事評価の結果を被評価者に開示することとなっているが、このことについて確認したところ、評価者、被評価者ともに認識の不十分な部課等があった。

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、市は、事務を処理するにあたっては、常に市民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織と運営の合理化に努めなければならない。また、来年度から人事評価の対象である会計年度任用職員が任用される。より一層の行財政改革が求められる中、公務効率の向上に資する任用や職員の能力開発、人材育成を実現するために、人事評価に関する法や規程の趣旨を踏まえ、公正で実効性のある人事評価に取り組みたい。

2 超過勤務等の見直しについて

市役所処務規則第20条の規定に基づき、職員に正規の時間を超えて勤務（以下「超過勤務」という。）させようとするときや、休日に勤務（以下「休日勤務」という。）させようとするときは、超過勤務・休日勤務命令簿（以下「命令簿」という。）により、事前に決裁者が命じることとなっている。

市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、超過勤務や休日勤務を命じられるのは、設備等の保全、外部との連絡、文書の收受を目的とする勤務など規則で定める断続的な勤務や、公務のために臨時又は緊急の必要がある場合であるが、地方自治法第2条第14項の趣旨を鑑みて、市が事務を処理するにあたって最少の経費で最大の効果を挙げられるように、職員に超過勤務や休日勤務を命じる前に、決裁者は常に費用対効果等を注視し、事務の効率化や合理化に努めなければならない。また、市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項の規定に基づき、職員に超過勤務や休日勤務を命じる場合には、決裁者は職員の健康や福祉を害しないように考慮しなければならない。

吉野川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づく公表資料によると、一般会計決算における時間外・休日勤務手当の支給総額について、平成25年度から平成30年度までの推移は、次の表のとおりである。

(単位：円・% △：負の数を表す)

年 度	支給総額	対前年度増減金額	対前年度増減割合
平成25年度	58,746,000	—	—
平成26年度	66,695,000	7,949,000	13.5
平成27年度	75,299,000	8,604,000	12.9
平成28年度	86,437,000	11,138,000	14.8
平成29年度	87,745,000	1,308,000	1.5
平成30年度	85,926,000	△ 1,819,000	△ 2.1
合 計	374,922,000	—	—

この表からは、支給総額が、平成25年度から平成29年度までの毎年度において増加を続けていることや、平成28年度から平成30年度までの過去3年度において、86,000千円前後で推移していることが見て取れる。

職員に超過勤務や休日勤務を命じる決裁者において、命令簿により適切な事務手続を経ることはもとより、勤務の翌日等において勤務内容や事務事業の進捗状況を確認し、常に勤務内容の緊急性の精査や、職員の事務分担、協力体制、人員配置の見直しを行うことが必要不可欠である。

働き方改革が求められる中、職員の健康や福祉を害しないように配慮するとともに、超過勤務や休日勤務が慢性化しないように、職員の意識改革や職場環境の改善に努められたい。また、経費縮減等の観点から、条例第5条、第8条の3及び第10条の規定に基づき、週休日の振替や時間外勤務代休時間、休日の代休日の制度を積極的に活用されたい。